

第 8 次三重県医療計画の概要

県では、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、医療法に基づき昭和 63 年に三重県保健医療計画を策定しました。その後、5 年ごとに計画の見直しを行い、平成 30 年 3 月には第 7 次医療計画を策定しました。

また、第 7 次計画から計画期間が 6 年間となったことに伴い、令和 3 年 3 月に第 7 次計画の中間評価を実施し、必要な見直しを行いました。

第 7 次計画の計画期間が令和 5 年度末であることから、令和 5 年度中に、三重県の医療提供体制のあり方を再検討し、県民が安心して良質な医療を受けることができるよう、次期計画の策定を行います。

1 計画期間

6 年間（令和 6 年度から令和 11 年度）の計画とします。

また、3 年後に調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、計画を見直します。

2 検討体制

各疾病・事業、在宅医療等については、各関係部会等において、専門的な見地から検討を行い、計画全体については医療審議会で協議を進めていきます。

全体協議		
医療審議会		
疾病・事業別の協議		
5 疾 病	がん	がん対策推進協議会 がん対策推進計画策定検討部会
	脳卒中 心筋梗塞等の心血管疾患	循環器病対策推進協議会 脳血管疾患対策部会
		心疾患対策部会
		社会連携・リハビリ部会
	糖尿病	糖尿病対策懇話会
精神疾患	精神保健福祉審議会	
6 事 業	救急医療	医療審議会 救急医療部会
	災害医療	医療審議会 災害医療対策部会
	へき地医療	地域医療対策協議会
	周産期医療	医療審議会 周産期医療部会
	小児救急を含む小児医療	医療審議会 小児医療部会
新興感染症発生・まん延時における医療		連携協議会
在宅医療		在宅医療推進懇話会
医師確保計画		地域医療対策協議会
外来医療計画		外来医療計画策定検討会議

3 医療計画の記載事項

国の「医療計画作成指針」「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」等において、5 疾病・6 事業・在宅医療等について記載することとされています。

- 基本的な考え方
- 地域の現状
- 医療圏・基準病床数
- 医療提供体制
- 疾病・事業ごとの医療体制
 - ・ 5 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
 - ・ 6 事業：救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療
 - ・ 在宅医療
- 医療従事者の確保
- その他医療提供体制の確保に必要な事項
 - 別冊 医師確保計画
 - 別冊 外来医療計画
 - 別冊 地域医療構想（※今回は改定しない）

4 新たに求められる主な内容

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題や情報通信技術の活用、医師の働き方改革の推進を踏まえ、医療機能の分化・連携等の取組を推進する必要があります。
- 各疾病・事業および在宅医療にかかる目標設定、施策の評価、見直しといったPDCA サイクルの実効性を担保するために、ロジックモデル^{*}等のツールの活用を検討する必要があります。

※ロジックモデル

施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの。「何のために何をするか」を示した図。

5 策定スケジュール

令和5年 7月～	各関係部会等①（現計画の評価、圏域検討等） 医療審議会①（現計画の評価、二次医療圏等）
10月～	県議会常任委員会で説明（素案） 各関係部会等②（中間案） 医療審議会②（基準病床数・中間案）
12月	県議会常任委員会で説明（中間案） パブリックコメントの実施 市町・保険者協議会への意見照会
令和6年 2月～	各関係部会等③（最終案）
3月	県議会常任委員会で説明（最終案）
3月末	医療審議会③（最終案の諮問） 厚生労働省への報告 計画の公表